



安全データシート

ハイライト SPA-FC3 (B 剤)

JIS Z 7253 : 2019 に準拠

作成日: 2022/05/20 改訂日: 2022/05/20 バージョン:

1. 化学品及び会社情報

化学品の名称 : ハイライト SPA-FC3 (B 剤)
製品コード : 1123112712000B-2022

会社情報

日産化学株式会社 化学品事業部 ファインケミカル営業部
〒103-6119
東京都中央区日本橋二丁目 5 番 1 号
電話番号 03-4463-8150 FAX 番号 03-4463-8138

販売者: 三笠産業株式会社
〒340-0043 埼玉県草加市草加5-6-10
tel (048)941-8215
fax (048)943-4897

2. 危険有害性の要約

GHS 分類

物理的危険性	酸化性固体	区分 2
健康有害性	急性毒性 (経口)	区分 4
	皮膚腐食性/刺激性	区分 2
	眼に対する重篤な損傷性/眼刺激性	区分 2A
	特定標的臓器毒性 (単回ばく露)	区分 2 (全身毒性)
	特定標的臓器毒性 (単回ばく露)	区分 3 (気道刺激性)
環境有害性	水生環境有害性 短期 (急性)	区分 1
	水生環境有害性 長期 (慢性)	区分 1

上記で記載がない危険有害性は、分類対象外か分類できない。

ラベル要素

絵表示

(GHS JP)



注意喚起語 (GHS JP)

: 危険

危険有害性 (GHS JP)

: 火災助長のおそれ: 酸化性物質 (H272)
飲み込むと有害 (H302)
皮膚刺激 (H315)
強い眼刺激 (H319)
呼吸器への刺激のおそれ (H335)
臓器の障害のおそれ (全身毒性) (H371)
長期継続的影響によって水生生物に非常に強い毒性 (H410)

注意書き (GHS JP)

安全対策

: 熱、高温のもの、火花、裸火及び他の着火源から遠ざけること。禁煙。(P210)
衣類及び可燃物から遠ざけること。(P220)
粉じん/煙/ガス/ミスト/蒸気/スプレーを吸入しないこと。(P260)
取扱い後は手、前腕および顔をよく洗うこと。(P264)
この製品を使用するときに、飲食又は喫煙をしないこと。(P270)
屋外又は換気の良い場所だけで使用すること。(P271)
環境への放出を避けること。(P273)
保護手袋/保護衣/保護眼鏡/保護面を着用すること。(P280)

ハイライト SPA-FC3 (B 剤)

改訂日: 2022/05/20 バージョン:

- 応急措置 : 飲み込んだ場合: 気分が悪いときは医師に連絡すること。(P301+P312)
皮膚に付着した場合: 多量の水で洗うこと。(P302+P352)
吸入した場合: 空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。(P304+P340)
眼に入った場合: 水で数分間注意深く洗うこと。次にコンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。(P305+P351+P338)
ばく露又はばく露の懸念がある場合: 医師に連絡すること。(P308+P311)
気分が悪いときは医師に連絡すること。(P312)
特別な処置が必要である(このラベルの補足的な応急措置の説明を見よ)。(P321)
口をすすぐこと。(P330)
皮膚刺激が生じた場合: 医師の診察/手当てを受けること。(P332+P313)
眼の刺激が続く場合: 医師の診察/手当てを受けること。(P337+P313)
汚染された衣類を脱ぎ、再使用する場合には洗濯をすること。(P362+P364)
火災の場合: 消火するために...を使用すること。(P370+P378)
漏出物を回収すること。(P391)
- 保管 : 換気の良い場所で保管すること。容器を密閉しておくこと。(P403+P233)
施錠して保管すること。(P405)
- 廃棄 : 内容物/容器を国際、国、都道府県又は市町村の規則に従って廃棄すること。(P501)

3. 組成及び成分情報

化学物質・混合物の区別 : 化学物質

名前	濃度 (%)	化学式	官報公示整理番号		CAS 番号
			化審法番号	安衛法番号	
ジクロロイソシアヌル酸 ナトリウム	100	C3Cl2N3NaO3	(5)-1043	既存化学物質	2893-78-9

4. 応急措置

応急措置

- 応急措置 一般 : ばく露又はばく露の懸念がある場合: 医師の診断/手当てを受けること。
気分が悪いときは医師に連絡すること。
- 吸入した場合 : 気分が悪い場合は医師の診察を受ける。
空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。
- 皮膚に付着した場合 : 皮膚刺激が生じた場合: 医師の診断/手当てを受けること。
汚染された衣類を脱ぎ、再使用する場合には洗濯をすること。
皮膚は多量の水で洗浄する。
- 眼に入った場合 : 水で数分間注意深く洗うこと。
コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。
眼の刺激が続く場合: 医師の診断/手当てを受けること。
- 飲み込んだ場合 : 口をすすぐこと。
気分が悪いときは医師に連絡すること。

急性症状及び遅発性症状の最も重要な兆候及び症状

- 症状/損傷 吸入した場合 : 咳。
呼吸器への刺激のおそれ。

ハイライト SPA-FC3 (B 剤)

改訂日: 2022/05/20 バージョン:

- 症状/損傷 皮膚に付着した場合 : 刺激(かゆみ、発赤、水疱)。
皮膚刺激。
刺激性。
- 症状/損傷 眼に入った場合 : 発赤。
眼に対する重篤な火傷を引き起こす。
眼に重度の損傷を与える。
眼刺激。

医師に対する特別な注意事項

- その他の医学的アドバイスまたは治療 : 対症的に治療すること。

5. 火災時の措置

- 適切な消火剤 : 砂、水噴霧、乾燥粉末消火剤、泡消火剤
- 使ってはならない消火剤 : 情報なし
- 火災危険性 : 火災助長のおそれ: 酸化性物質。
- 爆発の危険 : No data available on direct explosion hazard.
- 火災時の危険有害性分解生成物 : 有毒な煙を放出する可能性がある。
- 消火方法 : 水噴霧や霧水で熱にさらされた容器を冷却する。
- 消火時の保護具 : 適切な保護具を着用して作業する。
自給式呼吸器。
完全防護服。

6. 漏出時の措置**人体に対する注意事項、保護具および緊急時措置**

- 保護具 : 推奨される個人用保護具を着用する。
- 応急処置 : 皮膚、眼との接触を避ける。
漏出した製品に接触することもその上を歩くこともしないでください。
直ちに、全ての方向に適切な距離を漏洩区域として隔離する。
不要な職員を退避させる。
漏出エリアを換気する。
粉じんを吸い込まないこと。
裸火、火花禁止、禁煙。
- 保護具 : 適切な保護具を着用して作業する。
詳細については、第8項の「ばく露防止及び保護措置」を参照。

環境に対する注意事項

- 環境に対する注意事項 : 環境への放出を避けること。

封じ込め及び浄化の方法及び機材

- 封じ込め方法 : 漏出物を回収すること。
- 浄化方法 : 製品は機械的に回収する。
廃棄するため、塵取りで清掃するか取り除き、密封された容器に入れる。
本製品が下水、または公共用水に流入した場合も、行政当局に通報する。
- その他の情報 : 物質または固形残留物は公認施設で廃棄する。

ハイライト SPA-FC3 (B 剤)

改訂日: 2022/05/20 バージョン:

7. 取扱い及び保管上の注意

取扱い

- 技術的対策 : 情報なし
- 安全取扱注意事項 : 熱/火花/裸火/高温のもののような着火源から遠ざけること。ー禁煙。
個人用保護具を着用する。
屋外又は換気の良い場所でだけ使用すること。
皮膚、眼との接触を避ける。
- 接触回避 : 情報なし
- 衛生対策 : 汚染された衣類を再使用する場合には洗濯をすること。
この製品を使用するときに、飲食又は喫煙をしないこと。
製品取扱い後には必ず手を洗う。

保管

- 安全な保管条件 : 換気の良い場所で保管すること。涼しいところに置くこと。
容器を密閉しておくこと。
- 安全な容器包装材料 : 情報なし
- 混触禁止物質 : 可燃性物質。

8. ばく露防止及び保護措置

- 設備対策 : 本製品を貯蔵ないし取扱う作業場には洗眼器と安全シャワーを設置する。部屋の排気および全般的な換気を確保する。作業所の十分な換気を確保する。

保護具

- 呼吸用保護具 : 呼吸用保護具を着用すること。
- 眼及び/又は顔面の保護具 : 安全メガネ
- 皮膚及び身体の保護具 : 適切な保護衣を着用する。

個人用保護具シンボル



- 環境へのばく露の制限と監視 : 環境への放出を避けること。

9. 物理的及び化学的性質

- 物理状態 : 固体
- 色 : 白色
- 臭い : 塩素臭
- 融点 : 情報なし
- 凝固点 : 情報なし
- 沸点 : 情報なし
- 可燃性 : 情報なし
- 爆発限界 (vol %) : 情報なし
- 引火点 : 情報なし

ハイライト SPA-FC3 (B 剤)

改訂日: 2022/05/20 バージョン:

自然発火点	: 情報なし
分解温度	: 情報なし
pH	: 情報なし
動粘性率	: 情報なし
溶解度	: 情報なし
n-オクタノール/水分配係数 (Log Pow)	: 情報なし
蒸気圧	: 情報なし
相対密度	: 情報なし
密度	: 情報なし
相対ガス密度	: 情報なし
粒子特性	: 情報なし

10. 安定性及び反応性

反応性	: 火災助長のおそれ: 酸化性物質。
化学的安定性	: 通常の条件下では安定。
危険有害反応可能性	: 通常の使用条件下において、危険な反応は全く知られていない。
避けるべき条件	: 高温面との接触を避ける。熱/火花/裸火/高温のもののような着火源から遠ざけること。-禁煙。
混触危険物質	: 可燃性物質。
危険有害な分解生成物	: 通常の使用条件及び保管条件下において、有害な分解生成物は生成されない。

11. 有害性情報

急性毒性 (経口)	: 飲み込むと有害
急性毒性 (経皮)	: 区分に該当しない
急性毒性 (吸入)	: 区分に該当しない(分類対象外) (気体) 区分に該当しない(分類対象外) (蒸気) 区分に該当しない(粉じん、ミスト)

ハイライト SPA-FC3 (B 剤)	
ATE JP (経口)	735 mg/kg bodyweight
ジクロロイソシアヌル酸ナトリウム	
急性毒性 (経口)	ラット LD50 値 735 mg/kg、1823 mg/kg (以上 IUCLID (2000)) および 1670 mg/kg (HSDB (2003)) に基づき区分 4 とした。
急性毒性 (経皮)	ラット LD50 値 >5000 mg/kg bw (IUCLID (2000)) およびウサギ LD50 値 >2000 mg/kg bw (IUCLID (2000)) に基づき区分外とした。
急性毒性 (吸入:粉末)	ラット LC50 値 >50 mg/L/1h (12.5 mg/L/4h) (IUCLID (2000)) に基づき、JIS 分類基準の区分外 (国連 GHS 分類の区分 5 または区分外に相当) とした。なお、毒性値 (50 mg/L) が飽和蒸気圧濃度 (1.7E-13 mg/L) より高いので、粉塵による試験とみなした。

皮膚腐食性/刺激性	: 皮膚刺激
眼に対する重篤な損傷性/眼刺激性	: 強い眼刺激

ジクロロイソシアヌル酸ナトリウム	
眼に対する重篤な損傷又は刺激性	ウサギの結膜嚢に 10 mg 適用した試験において、1 時間以内に虹彩と角膜の暗色化、血管を識別できないほどの発赤を示し、虹彩のうっ血は 7 日まで持続し、中等度～重度の刺激性 (moderately severe irritant.) との評価 (HSDB (2003))、および EU では Xi; R36/37 に分類されている (EU-Annex I (access on Sep. 2009)) ことから区分 2A とした。

呼吸器感受性	: 分類できない
皮膚感受性	: 分類できない
生殖細胞変異原性	: 分類できない

ハイライト SPA-FC3 (B 剤)

改訂日: 2022/05/20 バージョン:

ジクロロイソシアヌル酸ナトリウム

生殖細胞変異原性	関連物質 monosodium cyanurate を経口投与したラットの骨髄細胞を用いた染色体異常試験 (体細胞 in vivo 変異原性試験) において陰性 (IUCRID (2000)) が報告されているが、本物質自体の in vivo 試験のデータはなく、「分類できない」とした。なお、in vitro 試験では、エームス試験の陰性結果 (NTP DB (access on Sep, 2009)) がある。
----------	--

発がん性	: 分類できない
生殖毒性	: 分類できない
特定標的臓器毒性(単回ばく露)	: 臓器の障害のおそれ (全身毒性) 呼吸器への刺激のおそれ

ジクロロイソシアヌル酸ナトリウム

特定標的臓器毒性(単回ばく露)	ラットの急性経口毒性試験 (投与量 1450~1925 mg/kg; LD50 = 1670 mg/kg) で、るいそう、脱力、嗜眠、下痢などの症状、剖検所見として消化管の刺激、組織の浮腫、肝臓と腎臓のうっ血があり (HSDB (2003))、ウサギの急性経口毒性試験 (投与量 1000~3000 mg/kg; 最小致死量 = 2500 mg/kg) では、虚脱、昏睡、流涎、流涙、努力性呼吸の症状、剖検所見では肝臓機能障害、消化管の刺激、肺のうっ血が認められている (HSDB (2003))。経口投与による毒性は主に胃に対する腐食作用とされている (HSDB (2003)) ので、上記の所見は消化管への強い刺激が原因の全身影響と考えられる。死亡例の発生を含めガイダンス値区分2の範囲で認められているが、標的臓器を特定できないので区分2 (全身毒性) とした。一方、ヒトのばく露における症状として、上気道の刺激、呼吸器系の刺激、時には気管支痙攣を伴うことが記載されている (HSDB (2003)) ので、区分3 (気道刺激性) とした。
-----------------	--

特定標的臓器毒性(反復ばく露)	: 分類できない
誤えん有害性	: 分類できない

12. 環境影響情報

生態毒性

水生環境有害性 短期 (急性)	: 水生生物に非常に強い毒性
水生環境有害性 長期 (慢性)	: 長期継続的影響によって水生生物に非常に強い毒性

残留性・分解性

残留性・分解性	情報なし
---------	------

生体蓄積性

生体蓄積性	情報なし
-------	------

土壌中の移動性

土壌中の移動性	情報なし
---------	------

オゾン層への有害性

オゾン層への有害性	: 分類できない
その他の有害な影響	: 追加情報なし

13. 廃棄上の注意

廃棄方法	: 許可を得た収集業者の分別回収に準拠して内容物/容器を廃棄する。
------	-----------------------------------

ハイライト SPA-FC3 (B 剤)

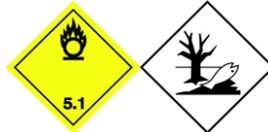
改訂日: 2022/05/20 バージョン:

14. 輸送上の注意

国際規制

海上輸送 (IMDG)

国連番号 (IMDG) : 2465
 正式品名 (IMDG) : DICHLOROISOCYANURIC ACID, DRY
 容器等級 (IMDG) : II
 輸送危険物分類 (IMDG) : 5.1
 危険物ラベル (IMDG) : 5.1



クラス (IMDG) : 5.1
 区分 (IMDG) : 5.1
 特別規定 (IMDG) : 135
 少量危険物 (IMDG) : 1 kg
 微量危険物 (IMDG) : E2
 包装要件 (IMDG) : P002
 IBC 包装要件 (IMDG) : IBC08
 IBC 特別規定 (IMDG) : B21、B4
 ポータブルタンク包装規定 (IMDG) : T3
 輸送特別規定-タンク (IMDG) : TP33
 積載区分 (IMDG) : A
 特性および観察結果 (IMDG) : White crystalline powder or granules; slightly hygroscopic. Partially soluble in water. Mixtures with combustible material are sensitive to friction and are liable to ignite. Harmful by inhalation. Irritating to skin, eyes and mucous membranes.
 緊急時応急措置指針番号 : 140

海洋汚染物質

該当

航空輸送 (IATA)

国連番号 (IATA) : 2465
 正式品名 (IATA) : Dichloroisocyanuric acid, salts
 容器等級 (IATA) : II
 輸送危険物分類 (IATA) : 5.1
 危険物ラベル (IATA) : 5.1



クラス (IATA) : 5.1
 区分 (IATA) : 5.1
 PCA 微量危険物 (IATA) : E2
 特別管制区 (PCA) 少量危険物 (IATA) : Y544

ハイライト SPA-FC3 (B 剤)

改訂日: 2022/05/20 バージョン:

特別管制区 (PCA) 数量限定物の最大積載量 (IATA)	: 2.5kg
PCA 包装要件 (IATA)	: 558
特別管制区 (PCA) 最大積載量 (IATA)	: 5kg
CAO 包装要件 (IATA)	: 562
貨物機専用 (CAO) 最大積載量 (IATA)	: 25kg
特別規定 (IATA)	: A28
ERG コード (IATA)	: 5L

国内規制

海上規制情報	: 船舶安全法の規定に従う。
航空規制情報	: 航空法の規定に従う。
緊急時応急措置指針番号	: 140
その他の情報	: 海洋汚染物質 該当

15. 適用法令**国内法令**

化審法	: 優先評価化学物質 (法第 2 条第 5 項)
外国為替及び外国貿易法	: 輸入貿易管理令第 4 条第 1 項第 2 号輸入承認品目「2 の 2 号承認」 輸出貿易管理令別表第 1 の 16 の項 輸出貿易管理令別表第 2 (輸出の承認)
船舶安全法	: 酸化性物質類・酸化性物質 (危規則第 2, 3 条危険物告示別表第 1)
航空法	: 酸化性物質類・酸化性物質 (施行規則第 194 条危険物告示別表第 1)
港則法	: その他の危険物・酸化性物質類 (酸化性物質) (法第 21 条第 2 項、規則第 12 条、危険物の種類を定める告示別表)
特定有害廃棄物輸出入規制法 (バーゼル法)	: 特定有害廃棄物 (法第 2 条第 1 項第 1 号イ、平成 30 年 6 月 18 日省令第 12 号)
水道法	: 有害物質 (法第 4 条第 2 項)、水質基準 (平 15 省令 101 号)

16. その他の情報

その他の情報	: 記載事項は作成時点で入手できた情報に基づいておりますが、その内容を保証するものではありません。また、新しい知見により改訂することがあります。化学品には予見できない有害性がありうるため取扱いには細心の注意を払ってください。
--------	--